

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	歯科衛生士科Ⅰ部														
実施方法	①(通学) (昼間・夜間・土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)														
指定講座番号	4	8	1	1	9	—	1	5	2	0	0	1	—	3	
講座の創設年月日	平成17年4月1日		専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間		過去一年の講座実績		入講者数(37人) 平成30年4月入学		修了者数(36人) 平成30年3月卒業						
訓練期間	36ヶ月					総訓練時間					2,970時間				
1. 教育訓練目標															
①取得目標とする資格の名称、目標レベル					<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 (歯科衛生士) <input checked="" type="checkbox"/> 職業実践専門課程 (医療) <input type="checkbox"/> 専門職学位 () <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <p>教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等</p>										
②①に係る資格・試験等の実施機関名称					厚生労働省										
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等					総単位(131単位)全て修得することで卒業が認定され、歯科衛生士国家試験の受験資格を得ることができる。										
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況					歯科衛生士。歯科医院、病院、高齢者施設、保健センター、訪問診療、歯科材料会社等、活躍の場が増えており、就職を希望する者全てが歯科業界に就職している。										
2. 教育訓練の内容															
教科 (カリキュラム)					時間					使用教材名					
本校ホームページの情報公開															
http://taiken-jwd.com/course/course_info.html															
歯科衛生士科Ⅰ部(PDFファイル)を参照															
3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)															
①受講するに当たって必要な実務経験等					なし										
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準					<ul style="list-style-type: none"> (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者 (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者 (4) 文部科学大臣の指定した者 (5) 大学入学資格検定規定(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者、及び、高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年1月31日文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者 (6) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者 (7) その他専修学校においては、個別の入学試験の資格に準拠した学力があると認められた者で、かつ18歳に達した者 										
③その他															
〔特記事項〕															